

訪問介護に関する

契約書

重要事項説明書

社会福祉法人 聖テレジア会

聖ヨゼフヘルパーステーション

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 聖テレジア会 聖ヨゼフヘルパーステーション
所在地	横須賀市緑が丘28番地
管理者及び連絡先	管理者 増野 宣子 連絡先 <TEL> 046-822-2195
サービス内容 及び 介護保険事業所番号	訪問介護 1471901890号
指定年月日	平成15年7月1日

2. 事業所の職員体制

平成28年5月1日 現在

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士	1名		事業所業務管理 サービス提供責任者兼務
サービス 提供責任者	介護福祉士	1名		事務兼務
サービス 担当職員	介護福祉士 ホームヘルパー2級		4名 4名	

3. サービス提供地域

以下の地域を除く横須賀市内。

[長沢・津久井・秋谷・子安・須軽谷・御幸浜・芦名・佐島・長井・長坂・荻野・太田和・武・林・湘南国際村]

4. 営業時間

訪問介護	月～金	午前 8：30 ~ 午後 5：00
------	-----	-------------------

但し、サービス提供日は日曜日から土曜日までとする。(祝日含む)

サービス提供時間は午前8時30分から午後6時までとする。

5. サービス方針

安心して在宅療養が送れるよう、あたたかで質の高い介護を提供します。

6. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

緊急時の対応として、本人またはその家族から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた場合にサービス提供責任者またはその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行うものとします。

※ 緊急時の連絡先 070-3205-4866
※ 対応時間 24時間対応

7. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情につきましては、次の窓口で対応します。

聖ヨゼフヘルパーステーション	〈電話〉 046-822-2195 〈FAX〉 046-822-2579
訪問介護 相談員 増野 宣子 対応時間 平日 午前8:30～午後5:00	
聖テレジア会 本部事務局	〈電話〉 046-731-1360 〈FAX〉 046-732-6330
相談員 北山 健治 対応時間 平日 午前8:30～午後5:00	

(2) 公的機関においても、次の機関においても苦情申出等できます。

横須賀市 民生局福祉こども部 介護保険課給付係	所在地 横須賀市小川町11 〈電話〉 046-822-8253 〈FAX〉 046-827-8845 対応時間 午前8:30～午後5:15 (土曜、日曜、祭日は除く)
神奈川県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地 横浜市西区楠木町27番地1 〈電話〉 045-329-3447

※横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へお願いします。

8. 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 聖テレジア会
代表者名	理事長 足立 徹也
所在地	鎌倉市腰越1丁目2番1号
電話・FAX	〈電話〉 0467-31-1360 〈FAX〉 0467-32-6330
他の事業内容	聖テレジア病院、聖ヨゼフ病院、聖ヨゼフ居宅介護支援事業所、聖ヨゼフ訪問看護ステーション 介護老人福祉施設七里が浜ホーム、小さき花の園

9. 利用者負担金

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、別表（利用者負担一覧表）のとおりです。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。
(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)
- (4) 利用者負担金は毎月27日にご指定の金融機関の口座から引き落としますので、宜しくお願ひ致します。（※又は、毎回現金にてお支払いいただきますので、宜しくお願ひします。）

10. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先まで御連絡ください。

サービス提供責任者 増野 宣子、田畠 紀子
(電話) 046-822-2195

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までに御連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。
(但し、利用者の様態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)

- (3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時期	キャンセル料	備考
サービス利用日の前々日迄	無料	
サービス利用日の前日迄	利用者負担金の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

11. 秘密の保持

- 1 訪問介護事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

1 2. 事故発生時の対応

- 1 事業者は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

1 3. 災害時の対応

地震や集中豪雨、台風、大雪等の自然災害が発生した場合、訪問時間の遅延やサービス提供が中止になることがあります。

可能な限りご連絡を差し上げるよう努力いたしますが、災害状況や通信が麻痺した場合には、ご連絡ができない場合があることをご理解ください。

1 4. 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の発生または再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (3) 虐待防止に対する責任者を選定しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所介護員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 5. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護事業者の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、各事業計画に従い必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

1 6. ハラスメントの防止について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

17. その他

- (1) 利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、別紙のサービス提供責任者までご相談ください。
- (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。
- ① ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。(生活援助として行なう買い物等伴なう少額の金銭の取扱いは可能です。)
 - ② ヘルパーは、介護保険制度上、利用者（要介護者）の介護や家事の準備等を行なうこととされています。ご家族の食事の準備など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
 - ③ ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
 - ④ 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行なう場合または他の訪問介護員が訪問介護を行なう際に同行訪問した場合に初回加算をいただきます。
 - ⑤ 訪問介護職員の処遇改善加算として24.5%の1割・2割または3割を利用者負担とさせていただきます。
- (3) 第3者評価は受けていない。

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

上記重要事項を説明しました。

《事業者》 所在地 横須賀市緑が丘28番地
聖ヨゼフヘルパーステーション
説明者

上記重要事項説明書について、交付と説明を受け、
サービス提供開始に同意しました。

《利用者》 住所 _____
氏名 _____

代理人又は立会人
続柄 () 氏名 _____